

## 東松山市新ごみ処理施設検討委員会委員

任 期：委嘱日から令和8年3月31日まで

委員定数：10人以内

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域を代表する者

(3) 公募による市民

### 1号委員

(五十音順)

	氏名	所属等
1	いそべ 機部 ゆうご 友護	埼玉県環境科学国際センター 資源循環・廃棄物担当 主任研究員
2	いわき 岩城 かずや 和哉	東京電機大学 理工学部 教授 研究領域：建築・都市環境学
3	なかむら 中村 としはる 年春	東松山市環境審議会会長 大東文化大学名誉教授
4	やぎはら 八木原 たい 大	大東文化大学 社会学部 講師 研究領域：公共政策（福祉、財政）
5	やくわ 八鍬 ひろし 浩	全国都市清掃会議 技術部長

### 2号委員

6	いけだ 池田 けんいち 賢一	悪戸自治会推薦（西本宿不燃物等埋立地隣接自治会）
7	いちかわ 市川 つねお 常雄	神戸自治会推薦（クリーンセンター所在自治会）
8	なかじま 中島 よしひと 祥仁	後本宿自治会推薦（西本宿不燃物等埋立地所在自治会）

### 3号委員

9	すずき 鈴木 かつとし 克俊	公募
10	みやこし 宮腰 ともひろ 智裕	公募

東松山市新ごみ処理施設検討委員会条例

令和 5 年 10 月 4 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 東松山市が新たに設置するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備について調査審議を行うため、東松山市新ごみ処理施設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 新ごみ処理施設の建設候補地の選定に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の施設整備に係る基本構想に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、新ごみ処理施設の整備に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、一般廃棄物処理の企画及び調整を所管する課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成16年3月29日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市情報公開条例（平成15年東松山市条例第28号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づく審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第22条第1項第3号に規定するこれに類するもの)

第2条 条例第22条第1項第3号に規定するこれに類するもの（以下「懇談会等」という。）とは、市民、有識者等の意見を聴取し、又は、市民、有識者等との意見交換を行い、市政の参考にすることを目的として、規則、規程又は要綱により設置されるものをいう。

(公開又は非公開の決定)

第3条 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長（以下「長」という。）が当該審議会に諮って行うものとする。ただし、法令、条例その他の規程に会議を非公開とする旨の規定があるときは、この限りでない。

2 長は、会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 懇談会等の会議公開又は非公開の決定は、懇談会等を所管する執行機関（その補助機関である職員を含む。以下同じ。）が、当該会議の参加者の意見を聞いて、行うものとする。

4 執行機関は、懇談会等の会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(審議会等の概要の公表)

第4条 審議会等が設置されたときは、次に掲げる事項を記載した審議会等の概要書（様式第1号）を公表するものとする。ただし、懇談会等にあつては、

第3号から第6号までに規定する事項の公表を要しない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 設置根拠法令等
- (3) 所掌事務
- (4) 委員名
- (5) 委員の選出区分及び任期
- (6) 委員の役職

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ(様式第2号)を公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに行うものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限る。)
- (7) 傍聴定員(会議を公開する場合に限る。)
- (8) 傍聴手続(会議を公開する場合に限る。)
- (9) 問合せ先

(会議の傍聴等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われ

るよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- 5 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指示に従うとともに、審議会等が定める事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（会議資料の提供）

第7条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料（条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に配布するよう努めなければならない。

（会議録の作成等）

第8条 審議会等は、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第3号）を作成するものとする。この場合において、附属機関にあっては長が、懇談会等にあっては執行機関が指名した2人以上の者の確認を得るものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由（会議を非公開にした場合に限る。）
- (7) 傍聴者数（会議を公開した場合に限る。）
- (8) 出席委員（者）氏名
- (9) 欠席委員（者）氏名
- (10) 会議内容のてん末又は概要
- (11) その他審議会等が必要と認めた事項

2 審議会等は、前項の規定により作成した会議録及び会議資料を公表するものとする。ただし、会議録又は会議資料の内容が条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

3 審議会等は、全部を非公開とする会議を開催した場合は、非公開の会議結果報告書（様式第4号）を作成し、公表するものとする。

（公表の方法）

第9条 第4条、第5条及び前条に規定する公表は、市民情報コーナーでの掲示、審議会等の担当課の窓口での閲覧、本市ホームページへの掲載等とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に開催が決定された審議会等の会議から適用する。

附 則（平成19年3月30日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日決裁）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## (2) 新ごみ処理施設整備検討に至った経緯について



## 東松山市クリーンセンター

施設	処理能力	稼働開始
焼却施設	180 t / 日	昭和52年

※平成13年度にダイオキシン対策のための大規模修繕完了



老朽化のため後継施設の検討が必要となる。

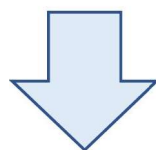


平成25年 本市を含む近隣8市町村で広域処理を検討  
※東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村

平成27年 上記8市町村にて一部事務組合（埼玉中部資源循環組合）を設立。  
後に川島町が加わる。

令和2年 一部事務組合（埼玉中部資源循環組合）が解散

**この枠組みでの広域ごみ処理を断念  
別の枠組みでの広域処理を検討**

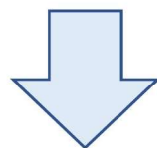


令和3年 川島町・桶川市との広域化に向けた勉強会に参画

令和4年 川島町・桶川市・東松山市の3者で基本合意を締結

令和5年 建設候補地等に関する課題があり基本合意から離脱

## 市単独による整備を検討



令和5年10月 東松山市新ごみ処理施設検討委員会条例を制定

令和5年12月 東松山市新ごみ処理施設検討委員会の委員を公募

令和6年4月 廃棄物対策課内に新ごみ処理施設整備準備室を設置

令和6年7月 第1回東松山市新ごみ処理施設検討委員会を開催

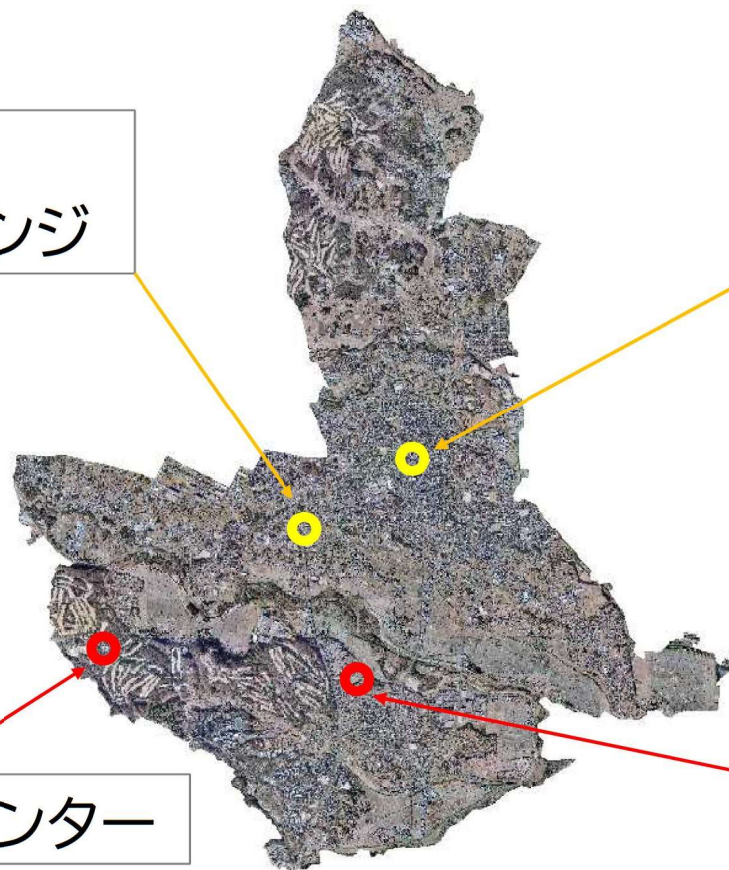
## (3) 東松山市におけるごみ処理の概況について



# ごみ処理施設

関越自動車道  
東松山インターチェンジ

本日の会場  
東松山市総合会館



東松山市クリーンセンター

西本宿不燃物等埋立地



# ごみ処理施設(中間処理(焼却)施設)

## 東松山市クリーンセンター

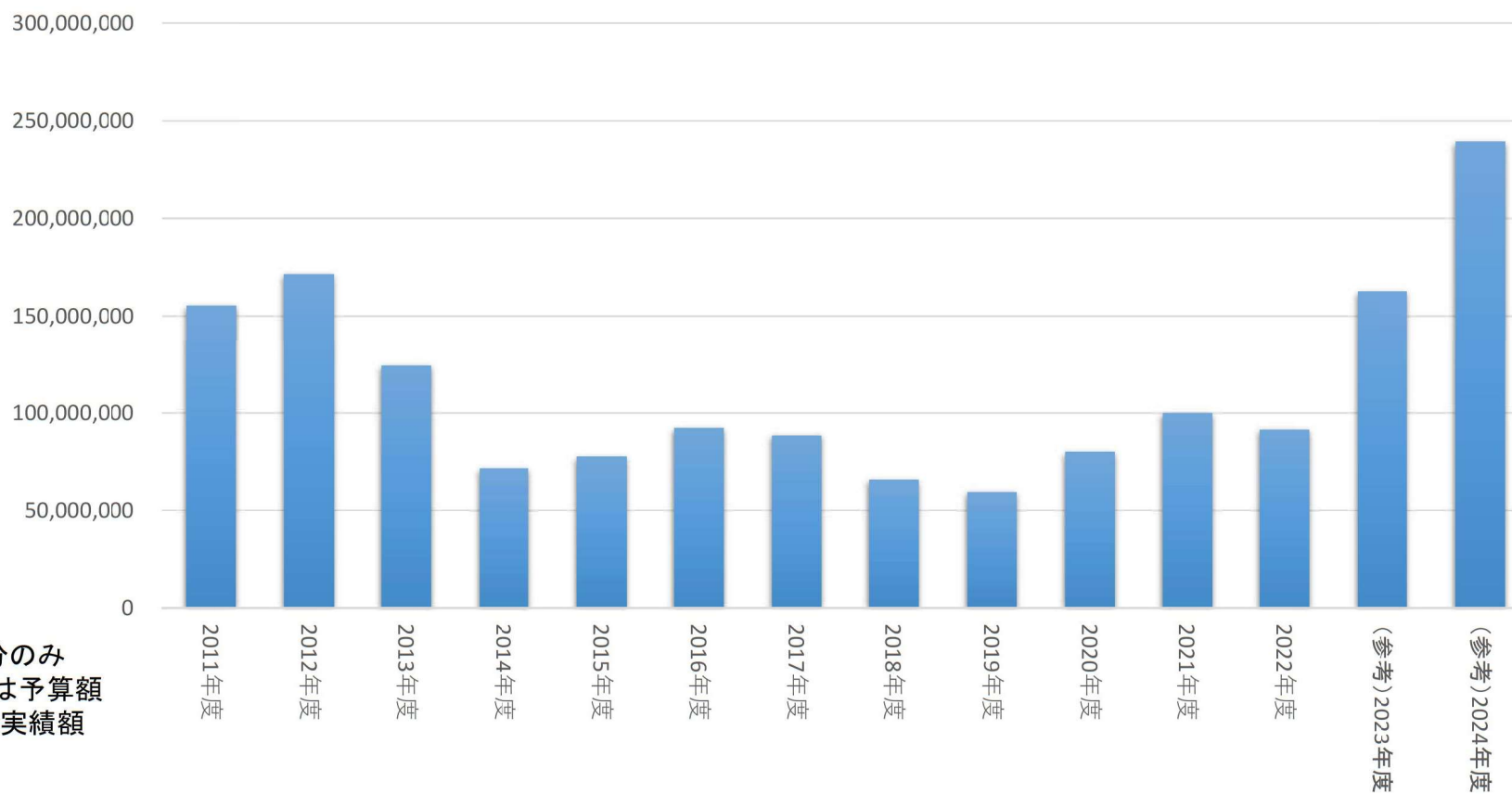


- 昭和52年(1977)供用開始  
現在47年経過
- 施設能力  
90トン/日×2炉
- 平成13年度にダイオキシン対策完了



# クリーンセンター修繕費

(円)



※主な工事分のみ  
※2024年度は予算額  
それ以前は実績額



# ごみ処理施設(中間処理・最終処分場)

## 西本宿不燃物等埋立地



- 昭和54年(1979)埋立開始
- 全容量139,000m<sup>3</sup>  
残容量約64,000m<sup>3</sup>
- 平成8年度に下流部埋立終了
- 現在上流部埋立中



# ごみ処理施設(最終処分場)



# ごみ処理施設(中間処理)



# ごみの分別と処理方法

市民の出す区分	分け方	収集の行き先	処理方法	返送される場合	返却後の処理	灰の処分
可燃ごみ	燃えるごみ（ゴム、革、生ごみ等）	クリーンセンター	クリーンセンターで焼却	→	→	外部処分委託・埋立
	剪定枝・木くず					
プラスチック類	プラスチック類	西本宿	外部委託（中間処理）→外部委託（再商品化・資源物化）	→中間処理・資源可困難→	（可燃残渣）クリーンセンターで焼却 （不燃残渣）西本宿埋立処分	外部処分委託・埋立
紙類・布類	新聞（折込チラシ）	直接事業者ヤード	有価物として売却			
	雑誌・ざつ紙・DM・カタログ					
	ダンボール					
	紙バック					
	布類（衣類・古布）	直接事業者ヤード	有価物として売却	→売却困難→	クリーンセンターで焼却	外部処分委託・埋立
びん・かん・ペットボトル	びん、アルミ缶、スチール缶	西本宿	外部委託（資源物）	→中間処理・資源可困難→	クリーンセンターで焼却	外部処分委託・埋立
	ペットボトル		外部委託（中間処理）→外部委託（再商品化・資源物化）			
不燃物	乾電池	西本宿	外部委託処分			
	蛍光灯		有価物として売却			
	小型家電					
	ガラス、せともの、金属類等		有価物として売却			

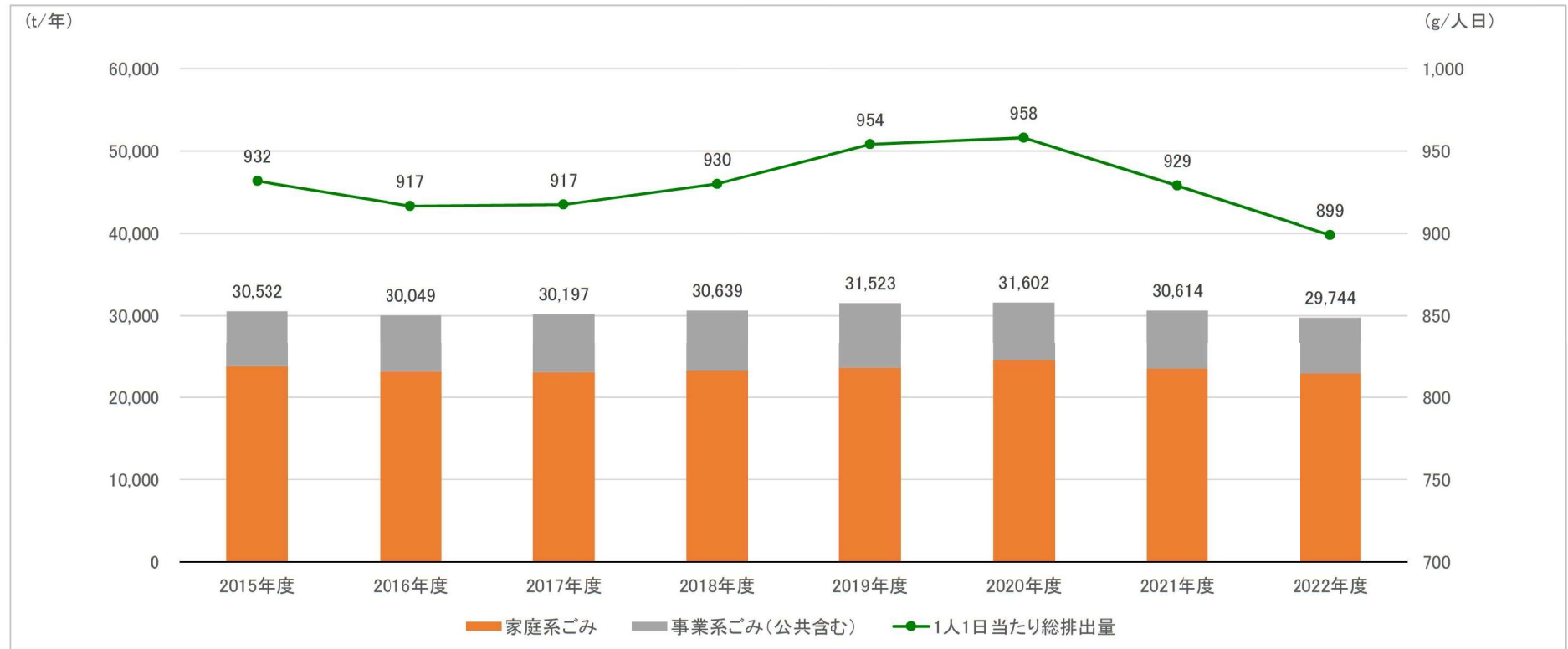


# ごみ排出量の実績

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総人口（10月1日住基人口）（人）	89,528	89,819	90,178	90,216	90,320	90,407	90,306	90,659
総排出量（t/年）	30,532	30,049	30,197	30,639	31,523	31,602	30,614	29,744
家庭系ごみ（t/年）	23,765	23,132	23,067	23,228	23,578	24,518	23,492	22,905
可燃物（t/年）	16,843	16,436	16,355	16,470	16,714	17,219	16,614	16,328
不燃物（t/年）	1,472	1,394	1,419	1,455	1,511	1,728	1,486	1,352
粗大ごみ（t/年）	45	44	52	55	58	72	69	67
プラスチック類（t/年）	1,951	1,871	1,896	1,911	1,968	2,079	2,017	1,933
びん・かん（t/年）	909	845	823	803	800	835	790	754
ペットボトル（t/年）	320	297	315	319	335	339	356	344
紙類・布類（t/年）	1,559	1,638	1,607	1,630	1,680	1,863	1,803	1,768
集団回収（t/年）	666	607	599	586	512	383	357	359
事業系ごみ（公共含む）（t/年）	6,766	6,918	7,130	7,411	7,945	7,084	7,122	6,839
可燃物（t/年）	6,583	6,757	7,002	7,282	7,866	6,901	7,051	6,715
不燃物（t/年）	183	161	128	130	79	183	71	124
1人1日当たり総排出量（g/人日）	932	917	917	930	954	958	929	899



# 排出量の実績



※2022年度全国平均  
1人1日当たり 880g/人日

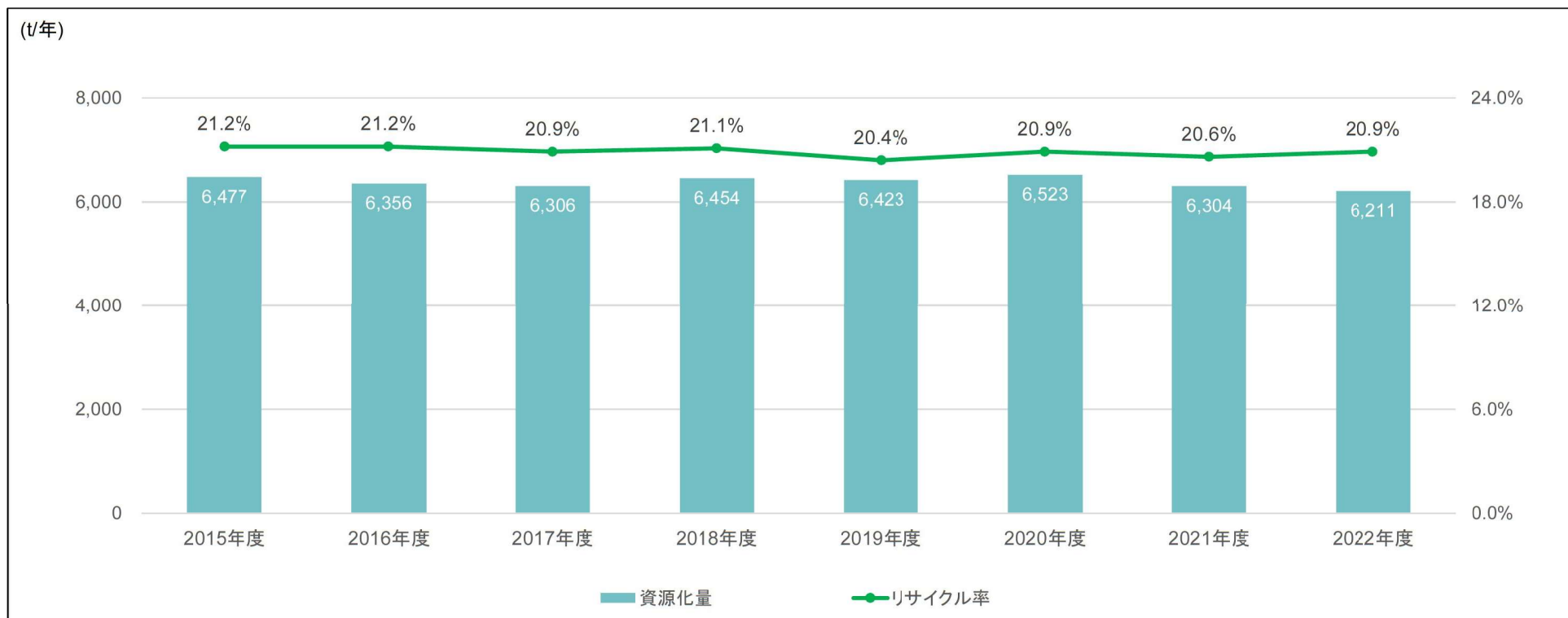


# 資源化の実績

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総排出量 (t/年)	30,532	30,049	30,197	30,639	31,523	31,602	30,614	29,744
資源化量 (t/年)	6,477	6,356	6,306	6,454	6,423	6,593	6,304	6,211
プラスチック類 (t/年)	1,375	1,395	1,367	1,473	1,457	1,519	1,502	1,515
びん・かん (t/年)	1,147	1,046	1,011	1,075	1,080	1,205	1,077	1,040
ペットボトル (t/年)	284	273	283	279	299	294	293	307
廃乾電池 (t/年)	14	9	9	10	7	7	9	9
紙類・布類 (t/年)	1,802	1,839	1,854	1,857	1,877	2,022	2,025	1,961
羽毛 (t/年)	2	2	2	2	3	3	2	1
焼却灰の資源化 (t/年)	1,186	1,185	1,181	1,172	1,188	1,160	1,039	1,019
集団回収 (t/年)	666	607	599	586	512	383	357	359
リサイクル率 (%)	21.2%	21.2%	20.9%	21.1%	20.4%	20.9%	20.6%	20.9%



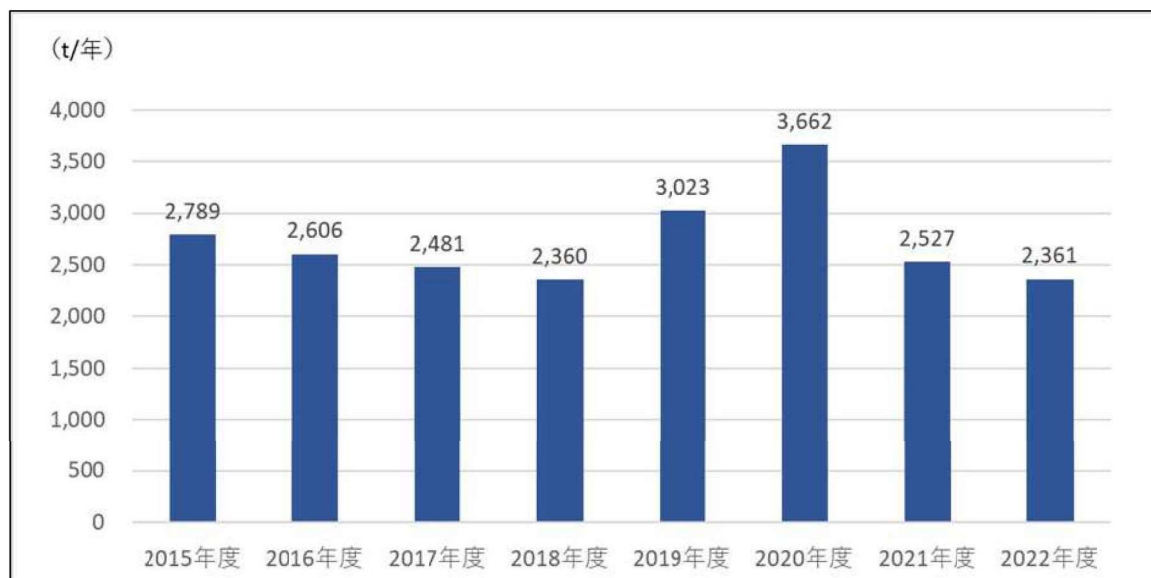
# 資源化の実績



※ 2022年度全国平均19.6%



# 最終処分



	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一般廃棄物最終処分場処分量 (t/年)	2,789	2,606	2,481	2,360	3,023	3,662	2,527	2,361
直接埋立(汚泥、沈砂) (t/年)	69	108	87	90	45	144	44	85
不燃残渣 (t/年)	827	682	746	668	659	698	735	646
焼却灰 (t/年)	1,712	1,635	1,480	1,428	1,829	1,534	1,594	1,484
処理飛灰 (t/年)	181	181	167	175	171	157	154	146
災害廃棄物(がれき類) (t/年)	-	-	-	-	319	1,129	-	-





## 課題

- 施設の老朽化
- ごみの減量化、資源化
- エネルギーの未回収



東松山市新ごみ処理施設検討委員会

## (4) 今後のスケジュールについて

---

## 検討委員会で検討する内容

令和6年度

・新ごみ処理施設整備基本構想の内容

- ・基本方針(コンセプト)の検討
- ・ごみ処理方式の検討
- ・多面的価値創造に係る検討

基本構想でとりまとめた基本方針・ごみ処理方式を実現する候補地選定へ

令和7年度

・建設候補地選定の基本条件  
・建設候補地の選定

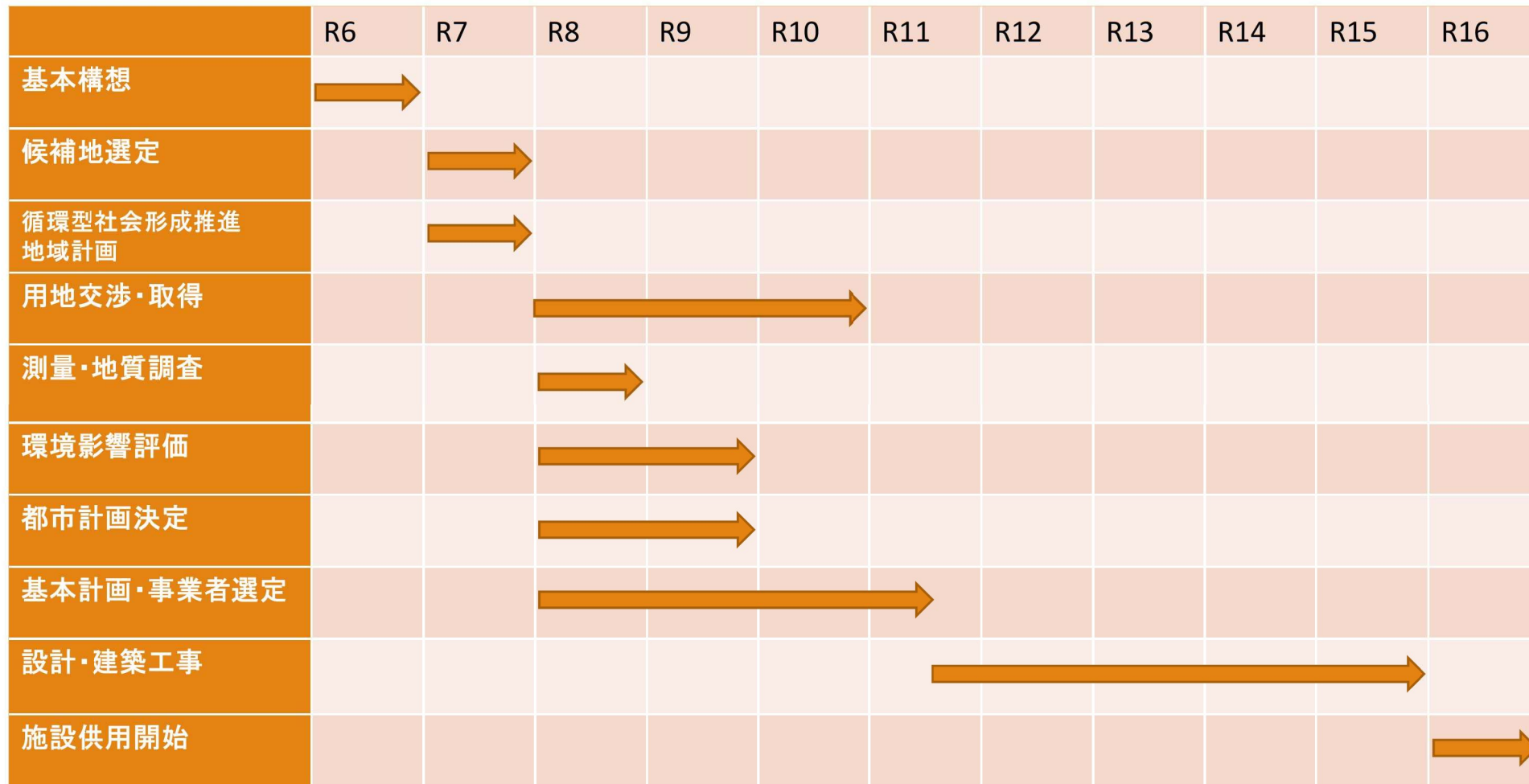
- ・候補地選定の手順
- ・建設候補地の選定基準
- ・建設候補地の評価基準

## 今後の検討委員会の予定(案)

	予定時期	検討事項
第1回	(今回)	これまでの経緯、市のごみ処理の概況、全体スケジュール
第2回	令和6年10月	現状と課題、ごみ処理技術の動向、処理方式の検討
第3回	令和7年1月	多目的価値創造に係る検討、概算事業費の検討
第4回	令和7年3月	基本構想(案)
第5回	令和7年度	候補地選定手順の立案、評価項目・基準の設定
第6回		建設候補地の評価・選定
第7回		建設候補地の評価・選定
第8回		答申

進捗に応じて開催時期・開催回数・検討事項を設定していきます。

## 新ごみ処理施設整備までの想定スケジュール



## 東松山市新ごみ処理施設整備基本構想等目次（案）

**■新ごみ処理施設整備基本構想**

- 第1章 計画策定の背景と目的
- 第2章 ごみ処理の現状と課題
- 第3章 ごみ処理技術の動向
- 第4章 処理方式の検討
- 第5章 環境保全目標の検討
- 第6章 多面的価値創造に係る検討
- 第7章 概算事業費の検討
- 第8章 施設整備基本構想

**■新ごみ処理施設建設候補地検討**

- 第1章 基本条件の整理
- 第2章 選定手順の立案及び評価項目・基準の設定
- 第3章 建設候補地の評価・選定

※現時点における予定のため、今後、追加修正が発生する場合があります。

## 第 2 回 東松山市新ごみ処理施設検討委員会の予定について

### 1 日程

日時：令和 6 年 10 月 8 日（火）14：00～

場所：東松山市総合会館 3 階 304 会議室

### 2 議事（予定）

- ・ごみ処理の現状と課題
- ・ごみ処理技術の動向
- ・処理方式の検討

### 3 会議の公開等について